

平成20年度第1回市民参加及び協働推進市民懇談会会議録

日 時 平成20年5月13日(火) 午後7時00分~8時50分
場 所 市長公室

出席者

市民懇談会委員 長島委員長 川原副委員長 荒田委員 有賀委員 岩田委員
小淵委員 加光委員 小寺委員 横田委員

事務局<協働推進課>

浅野課長 山岸副課長 林

傍聴者なし

内 容
1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 課長あいさつ
4. 内 容
(1) 報告事項
平成19年度審議会等の開催及びパブリックコメントの実施状況について (資料1)
資料に基づき事務局から、審議会等の事前公表・会議録の公開状況及びパブリックコメントの実施状況・担当課から提出された課題について報告した。
委 員： 会議の事前公表が85%となっているが、15%は非公開という意味か。
事務局： 非公開の会議を除いて、公開している会議を対象とした数値であり、15%は未公表となっている。
委 員： 電子メールで送信されたパブリックコメントを迷惑メールと間違えて削除してしまったそうだが、迷惑メール対策ソフトを導入するのモークか。
事務局： 担当課が慎重に削除すること、パブリックコメント実施中の張り紙をして他課にも知らせることで応急措置としている。今後は、メール受信した場合に受信した旨を返信できるように現在フォームを変更中である。システムが整い次第、全課に周知し実施する。
平成20年度パブリックコメントの応募予定(資料2)

資料に基づき事務局から、平成20年度に募集を予定しているパブリックコメントの案件について報告した。

委員： 年間で2件ないし3件というのは少ないのではないか。

事務局： 調査時点での予定だが、調査以降も、パブリックコメントを実施することになった場合は分かり次第連絡をもらうことになっている。

協働によるまちづくり講座（出前講座）の実施状況について

事務局から申込状況等について報告した。現在32件申込みがあり、初年度目標件数の50件に対して既に6割強の申込件数となっている。メニューでは後期高齢者医療制度、社会施設見学の申込みが多い。今のところ申込者は、地域介護サロン、コミュニティ大学などの開催者が定例の学習会の一環として出前講座を利用するケースが多くなっている。周知は、パンフレットを小中学校の全教員に配布したほか、公共施設、町会長に配布した。今後もポスター掲示をするなど周知をしていく。開催した講座はまだないが、申込者が記入しやすいアンケート様式にするなど工夫していきたい。

委員： パンフレットには各講座の所要時間の記載がないため時間配分を考へにくい点がある。

事務局： 開催時間については2時間以内で、申込者からの要望に基づき30分や1時間に調整する講座もある。現在、担当課では柔軟に対応してもらっている。内容についても、小中学生向け、浅く広くなどメニューをアレンジする対応を担当課でとっているので、申込みの際に要望として話していただければ、随時担当課と相談し調整していく。

委員： リクエスト講座の申込状況は。またリクエストが多いメニューの対応は。

事務局： 現時点で1講座申込みがある。今年度の申込状況を踏まえて年1回メニューの更新をする。

（2）協議事項

平成20年度の協議内容とスケジュール（資料3）

資料に基づき事務局から、今年度の取組み内容と見直し後に条例改正をする場合を想定したスケジュールについて説明した。

自治基本条例の見直しについて

- ・社会情勢の変化（資料4）
- ・富士見市自治基本条例に関する現在の取組み（資料5）
- ・他市区町の条例（資料6）

事務局から資料4～6に基づき、概要説明をした。

委員： 見直しの方法として、毎回自由な発言で進めていくか、ポイントを絞って進めていくかどうか。

- 委員長：今回は第1回目ということもあり、条例全体を見ながら自由に意見を出し合い、次回から章ごとにするなど範囲を絞りながら進めていきたいと思う。
- 委員：資料6で、その他欄の記載項目の意味は。
- 事務局：表上の分類に該当しない項目で、その自治体独自のものといえる。
- 委員長：条例に基づく審議会等の設置項目が、狛江市、久喜市、我孫子市、熊谷市にあるので、その項目も表上に分類したほうがいいのではないか。
- 事務局：各自治体に共通する項目として標準的な要素を表上に分類している。
- 委員：条文の表現方法についての意見でもよいか。
- 事務局：意見は大いに出していただきたいが、表現方法は法規審査がかかる。
- 委員：他自治体では条文に具体的な記述がある。例えば、杉並区の区民の納税義務、我孫子市の自然環境に配慮した地域社会づくりなど。条例の基づく現在の取組みで、実績を数値で表現しているのはわかりやすい。
- 委員：富士見市の条例には「まちづくり」という記述があるが、前文をみても意味合いが大きすぎて定義が絞り込めない。
- 事務局：法律の定義は、例えば「青少年」でも法律により年齢が違ってくる。富士見市自治基本条例の「市民」定義は、市内在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体、としており、一般的にいう市民より広い意味合いをもっている。
- 委員長：「行政」の定義を一つとってみても、市の実施機関として市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会としている自治体もある。宮代町は、住民以外の在勤・在学者も自治を支える原動力として捉え、「市民」と明記している。
- 委員：目の不自由な人が市長へのメールやパブリックコメントに参加しやすいような工夫はできないものか。条例の「市民」は健常者や日本人を念頭にしていると思われるが、外国人や障害者に対する配慮も入れられないだろうか。
- 委員長：子どもや青少年についてはどうか。秩父市、我孫子市には子どもの権利についての条項がある。
- 委員：子どもについては学校教育のみならず家庭教育への言及も必要ではないか。
- 委員：「市民参加」「協働」の定義が掴みにくい。「市民が施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり」を「地域社会の課題解決に向けて、実施及び評価に至るまで」とするほうが市民には理解しやすいのではないか。
- 委員：そもそも自治基本条例とは何か、を考えると、これは市の憲法にあたりと考えるとよいのではないか。

委員： 条例の位置付けにも、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めなければならないとある。

委員： 市民活動団体に対するサポートという条項がない。協働の定義にあってもよいのではないか。団体設立時や活動拠点に対する支援の必要性を感じる。

委員長： 今会議では自由な意見交換としたが、次回から章ごとに見直すなどポイントを絞り込んで進めていきたい。

(3) その他

次回会議の日程...6月17日(火)19:00から

5. 閉会

川原副委員長